

三重県議会議員 小林正人 県政レポート



facebook

皆様からの「いいね!」を
お待ちしております

https://www.facebook.com/masato.kobayashi.9421



三重県議会議員 小林 正人

皆様のご支援のおかげで、昨年末に県議会議員在職10年表彰をいただきました。



ご挨拶

向春の候 皆様にかかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早いもので県議会議員三期目最後の一年となりました。今号は、昨年末に議案質疑をさせていただいた内容と、終盤にきました障がい者差別解消条例の概要、30年度予算並びに所管委員会の事業(新規抜粋)、地域での活動等を中心にご報告させていただきます。任期最後の一年もできる限り皆様のご期待に添うべく県を取り巻くいろいろな課題、問題解決に向け全力で取り組んでまいりますので、今後ともどうか指導の程よろしくお願いたします。

議案質疑

① 議案第134号平成29年度三重県一般会計補正予算(第6号)の民生費の中の社会福祉費について



Question 今回、この中で低所得者等援護対策費として971万円余増額の予算が計上されておりますが、話を聞きますと、これは国へ補助金を返還するための予算であるとのこととあります。このことについては、支援が必要な方が多数おられて、予算がないから救護、支援ができないということでは困るので、前年度に概算で補助金を受け入

れ、今回精算ということになるので、当然差額が生じ返還額が出るということは理解できます。その上で、今回返還する低所得者等援護対策費の中に、生活困窮者自立支援事業で約300万円というのがあります。この事業については、平成28年度生活困窮者の生活保障と自立支援という中で、就労支援を行う生活困窮者の数が年度目標が

375人に対して280人と、達成状況は0.75でありました。そのためかどうかわかりませんが、返還額全体の約3分の1をこの事業が占めております。このことからどういった事情でこの事業の執行残が多かったのか、またもう少し有効に活用できなかったのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。



Answer 平成28年度におきます生活困窮者自立支援事業についてでございますけれども、県では生活困窮者自立支援事業につきまして、福祉事務所を設置しています多気町を除く郡部14町を所管地域として事業を実施しております。平成27年度は当初予算額3207万5千円を計上しておりましたが、その実績額は2759万6千円となり、447万9千円の執行残が生じました。このため、この事業経費の一部財源として受け入れておりました国庫補助金2316万6千円のうち291万9千円を国に返還することとなり、これを償還金として今回の補正予算に計上してところでございます。執行残に伴います返還額の状況につきましてですが、まず生活困窮者からの様々な相談に応じ、就労による経済的な自立に向けた支援を行います。自立相談支援事業において、企画提案コンペ式の入札により契約額が予算額を下回ったことなどから100万4千円

の返還額が生じております。また、家計管理に問題を抱える方への家計相談支援事業で95万2千円、直ちに就労が難しい方への就労体験を提供する就労準備支援事業では、41万6千円、離職により住宅を失った方への家賃費用を負担します住居確保給付金では、35万4千円の返還額が生じております。次に、生活困窮者自立支援事業について、就労支援にかかる目標が達成されていないことについてでございますけれども、みえ県民ビジョン・第二次行動計画におきまして、生活困窮者の生活保障と自立支援の取組の活動指標としまして、就労支援を行う生活困窮者の人数を掲げております。これは、福祉事務所設置自治体であります県及び市町で実施する自立相談支援事業において就労支援を行った人数でございます。平成28年度は、前年度の実績270人を10人上回ります280人となりましたけれども、目標値であります375人を達成

することはできませんでした。この就労支援の実績につきましては、その前提となります県内の自立相談支援事業の新規相談件数が前年度と比べ減少する中で、大きく伸びなかったものであると考えております。一方、本県の新規相談件数は全国平均を上回っておりまして、また、ほかの支援事業の実績も前年を上回るなど、生活困窮者の相談を受け付け、個々の状況に応じた支援に着手に取り組んでいるところでございます。県としましては、引き続きまして県所管地域について、相談窓口として設置しております三重県生活相談支援センターを中心に、町や民生委員等の関係機関との連携によりまして対象者を的確に把握して相談に応じるなど、生活困窮者への支援を実施してまいります。また、生活困窮者支援に関する課題の把握や情報共有、相談支援員や就労支援員に対する研修等を行うとともに、市町福祉事務設置自治体との連携を密にして、県内全域における生活困窮者に対する支援の充実強化を進めていきたいと考えております。以上 ▶▶▶ 答弁者:健康福祉部長



Reply 今現在の県が負担をしておる生活保護にかかる扶助費でありますけれども、年間約29億円と大変大きい額を占めております。もちろん、この中には高齢者が占めるウエートが非常に大きいというのは承知しておりますけれども、先ほど健康福祉部長の答弁にもありましたように、一人でも就労によって自立できる方が増えれば、このような県の財政状況も少しは助かるのではと思いますので、今後も引き続き努力していただきたいと思っております。

② 議案第173号平成29年度三重県一般会計補正予算(第7号)の中の、三重県災害見舞金と社会基盤の早期復旧について



Question この補正は台風第21号及び台風22号にかかる被害の早期復旧等の経費であり、一刻も早い対応が必要であると思っております。県内の被害状況ですが、人的被害としては死者2名、重軽傷者13名、住宅被害では、住家の全壊が1棟、半壊が181棟、床上浸水が13市688棟、床下浸水が21市町1328棟とのこととありました。また、公共土木施設の被害ですが、全体で113億円、県管理施設では約85億円であり、県管理道路で95カ所、29億円、河川で194カ所、約50億円、砂防17カ所で約3億8千万円、海岸で1カ所7千万円、公園で2カ所、1億7千万円でありました。このほかにも農林水産関係や学校関係等、かなり被害が出ております。そこで、まず三重県災害見舞金約2800万円についてであります。床上浸水以上が今回の対象と

なるということでございますけれども、かなりの件数があります。そこで、被害者の手元まで確実に早く届くよう、いわゆる受援体制等、基本的には市町の問題であると思っております。どのように取り組まれるのか、またこの被害の調査、あるいは査定はどこが行うのか、委託されるのであればどこに、その料金はどこが負担されるのか、お聞きしたいと思います。また、住民生活に直結する道路、河川、砂防等、社会基盤の復旧ですが、国の補助を受ける事業が多いことから、早期に取り組めるよう、知事を中心に国に机上査定申請額の引き上げ等、査定の効率化を図る要望をされ、現状300万円のものが、900万円に引き上げられたこと、このことについては大変評価をさせていただくところでございますが、具体的に今回、複数個所の復

旧工事を早期に完了させるのに、例えば優先順であるとか工程であるとか事業者の確保等も含めて、そのプロセスをどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。



Answer.1

災害見舞金をできるだけ早く支給するための対応と、そして被害認定調査の方法についてということで御質問いただきました。答弁させていただきます。災害見舞金を早期に支給するためには、その根拠となります家屋被害認定調査を速やかに実施することが重要です。このため県においては、被害の大きかった伊勢市と玉城町に、11月3日から14日までの12日間で延べ121人の応援職員を派遣を行い、迅速な調査の実施に協力をし、大半の被害認定調査が終了したところであります。被害認定の調査方法は、内閣府が策定いたしました災害に係る住家の被害認定基準運用方針に基づき、自治体職員が個別調査を行うこととなっております。このため県におきましては、毎年、県と市町の職員を対象に、被害認定調査員の養成研修を実施しており、研修受講者や過去に調査経験のある職員のリストを作成するなど、迅速な被害認定が行える体制の整備に取り組んでおります。災害見舞金については、一日も早く被災された方にお届けしたいと考えており、市町の協力もいただきながら、補正予算の議決をいただいた後、速やかに手続きを進めてまいりたいと考えております。以上 ▶▶▶ 答弁者:防災対策部長

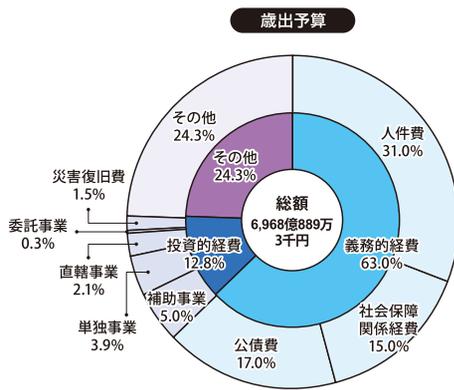
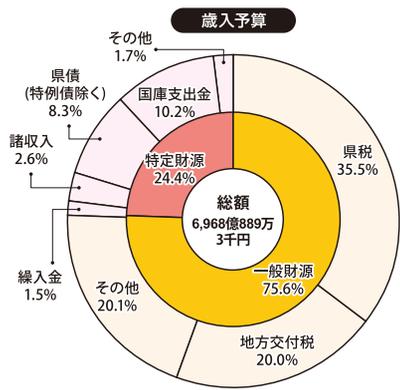
Answer.2

それでは、私から初めに災害復旧事業の優先度の考え方についてお答えさせていただきます。国の補助事業である災害復旧事業では、災害査定を受けた後に工事に着手することになります。しかし、通行不能になっている道路でありますとか、人家などが危険となっている河川の復旧工事については、国との協議が整えば災害査定前に工事着手ができる、応急本工事として最優先で取り組んでいきたいと考えております。また、次期出水期までに完成する必要がある河川でありますとか、片側交互通行の道路についても優先的に取り組んでいきたいと考えております。次に、施工業者の確保でございます。災害復旧工事の発注に当たっては、早期の現場着手のため、指名競争入札を行いたいと考えております。指名をするに当たりましては、現場に配置可能な技術者の状況を確認し指名業者を決定するなど、施工業者の確保に努めてまいりたいと考えております。また、近隣の複数の工事をまとめて一つの契約とするなど、発注件数の削減にも取り組んでいきたいと考えております。なお、机上査定の効率化でございますけれども、通常ですと300万円未満が机上査定になっていたところですが、今回の要望等も御理解いただいで、600万円加算して900万円以下のものが机上査定となるように、効率化が進められることになりました。以上 ▶▶▶ 答弁者:県土整備部長

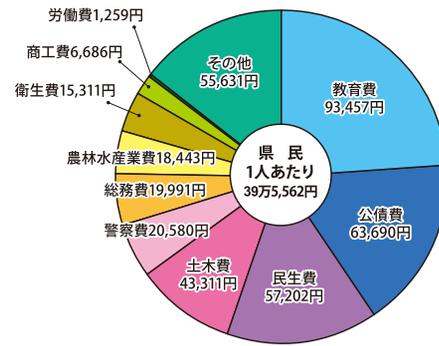
裏面も是非お読みください。



一般会計性質別歳入・歳出予算の構成割合



県民一人当たりに使われる予算額



一般会計歳出予算

【部別】 ※組織改正後 (単位: 千円、%)

区分	30年度当初
防災対策部	1,752,848
戦略企画部	1,600,946
総務部	219,247,374
医療保健部	89,741,736
子ども・福祉部	37,221,012
環境生活部	16,496,303
地域連携部	10,634,986
農林水産部	30,916,558
雇用経済部	15,739,920
県土整備部	74,509,554
部外	2,730,389
警察本部	37,029,916
教育委員会	159,187,351
合計	696,808,893

財政調整のための基金 残高推移

	H6年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
財政調整のための基金	902	159	218	246	173	99	40	10
その他特定目的基金	819	450	385	266	213	185	177	131
合計	1,721	609	603	512	385	284	217	141

所属委員会(環境生活部・農林水産部)において特に注力している事業 (抜粋)

<p>一部新規 低炭素社会づくり推進事業 5,780千円</p> <p>電気自動車等の活用やLED照明の導入等による省エネルギー等に取り組む地域を創出するため、市町と連携し、家庭や事業所向けの環境セミナーを地域ごとに実施します。また、県庁舎に電気自動車用急速充電器の整備等を進めることで、低炭素な社会づくりを進めます。</p>	<p>新規 ダイバーシティ社会推進事業 5,000千円</p> <p>＜事業実施期間：平成30年度＞ 「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、その考え方の浸透を図るため、「多様性理解促進のためのワークショップ等」を複数回開催することにより、交流・体験の場づくりを進めるとともに、県内における具体的な取組事例の発信等を行います。</p>	<p>一部新規 県産園芸品目 海外販路拡大事業費 2,787千円</p> <p>県産園芸品の海外販路拡大に向け、柑橘などの輸出環境問題の解決を図る取組を進めるとともに、米国における伊勢茶のプロモーションやEUの防除基準に対応した茶の防除剤の作業等に取り組めます。</p>
<p>新規 JGAP家畜・畜産物の導入加速化推進事業費 4,304千円</p> <p>JGAP家畜・畜産物の認定取得を加速するため、指導人材の育成等により、普及・指導体制の強化に取り組めます。</p>	<p>一部新規 海岸保全施設整備事業費 179,750千円</p> <p>老朽化した海岸保全施設の改修等の実施により施設の機能強化、回復を進めます。</p>	<p>一部新規 県営漁港海岸保全事業費 133,756千円</p> <p>南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えるため、漁港海岸施設の機能強化(耐震対策等)を行います。</p>
<p>新規 農業のスマート促進事業費 4,684千円</p> <p>＜事業実施期間：平成30年度 ▶▶▶ 平成31年度＞ 農業のスマート化に向けた技術普及の促進、先進的プロジェクトの実施等により、農業における労働環境改善や技術習得の円滑なにつなげます。</p>	<p>一部新規 伊勢湾アサリ復活プロジェクト推進事業費 119,760千円</p> <p>伊勢湾のアサリ資源の復活に向けた取組を支援するため、伊勢湾での作渚および干潟造成を行うとともに、アサリ稚貝が干潟に大量に定着できる移植の仕組みづくりのための調査やアサリ稚貝の移植マニュアルの作成・普及に取り組めます。</p>	<p>新規 農福連携全国都道府県ネットワーク形成・強化事業費 1,000千円</p> <p>＜事業実施期間：平成30年度 ▶▶▶ 平成31年度＞ 農福連携全国都道府県ネットワークとの連携を強化する中で、全国の優良・先進事例の調査をふまえ、農福連携の効果の検証や発信などに取り組み、農福連携のさらなるステップアップにつなげます。</p>

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案の概要 (3月7日現在)

条例の主な特徴

- 障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- 障がい者などの参加を確保(意見聴取・協議会の活用)
- 障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

※条例に盛り込む施策については、関係者から聴取した意見を踏まえた。

第1 総則

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。
⇒共生社会の実現に向けた施策(障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等)に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進。

《基本理念》

- 共生社会の実現に関する理念
(1)障害者基本法の3つの理念を旨とする
(2)関係者の意見聴取・意見尊重
- 施策の基本方針
(1)障がい者差別解消の推進に関する施策
(2)障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策

《責務・役割等》

- 県の責務、県民の役割を規定
- 県は、市町、関係機関、関係団体等と連携協力する。

《障害者計画の策定に関する方針》

・障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

第2 障がい者を理由とする差別の禁止等

ア 差別の禁止

- 不当な差別的取扱いの禁止
県等・事業者 → 法的義務
- 合理的配慮の提供
県等 → 法的義務
事業者 → 努力義務

イ 差別解消の措置

- 職員対応要領の作成の義務化
- 不当な差別的取扱い等の自認の具体化
- 事前的改善措置
- 合理的配慮の提供に関する事業者への支援

第3 差別解消のための体制

ア 相談体制

- 担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備
(主な業務) 助言、調査、関係者間の調整
- 差別事案以外の事案にも一定の対応

イ 紛争解決を図る体制

- 相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続きを整備(知事が第三者機関に諮問しつつ行う)
- 事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

第4 障がい者の自立・社会参加の支援等

- 障害福祉サービス事業に従事する人材育成
- 情報の利用におけるバリアフリー化等
- 災害時等における支援
- 啓発活動
- 教育の推進
- 就業の支援に係る情報の共有等

第5 施策の推進体制

ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- 障害者計画において定め、障害者基本法等による施策一体的に推進
- 三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施・監視を行う。

イ 差別解消の推進体制

- 三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- 三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

【附則】

《施行期日》準備期間を考慮して定める
《条例の見直し》条例施行後おおむね三年ごとに見直し

地域での主な活動報告 365日議会棟の外でも常に活動中!!

